

子どもたちに長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断の実施を
求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散により、多くの人々が避難を強いられ、拡散した放射性物質は地上に堆積し放射線を出し続けています。

放射線による健康への影響は、成人以上に子供たちへの影響が危惧されるとの情報の中、平常値を大きく越える放射線量が記録される環境は子供たちにとって深刻な問題です。

子供たちを放射線から守るため、校庭の表土を削ったり、屋外での活動を制限するなど、さまざまな対策が行われていますが、たとえ微量でも飛散する放射性物質を吸い込んだり、飲料水や食物から体内に取り込むことは避けられず、このような状況が続くことにより、低容量であっても放射線による健康被害が心配されます。

このため、原発事故により放射線の影響を受けた県民、とりわけ子供たちについて、スクリーニング検査及び甲状腺検査を中心とした長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断は必要不可欠です。

実施に当たっては、地域の医療機関に必要な施設設備を設けた上、専門医との連携による検査結果の分析とデータの管理体制を整え、市町村の教育委員会及び関係機関との連携により、対象者全員に対して、中学卒業時まで、さらに卒業後も無償で住民検診として継続して受診できる体制をとることが必要です。

そのため、国の医療管理計画を策定し、すべての費用を国及び東京電力の負担とすべきです。

このような理由により、下記の事項の実現について、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

記

1. 子どもたちに対するスクリーニング検査及び甲状腺検査を中心とした長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断を、国及び東京電力の責任において無償で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年6月29日

福島県伊達市議会議長 吉田 一 政

内閣総理大臣 菅 直人 様
文部科学大臣 高木 義明 様
厚生労働大臣 細川 律夫 様